

報道関係者 各位

令和8年5月28日(木)

【照会先】

雇用環境・均等部指導課

課 長 養津智行

課 長 補 佐 鋤柄ひとみ

(電 話) 052-857-0312

小林労働局長が主要経済5団体及び連合愛知を訪問し、 カスハラ・就活セクハラについて要請します

顧客等からの著しい迷惑行為を受けたことがある労働者の割合は全国で10.8%（令和5年度「職場のハラスメントに関する実態調査」）となっており、労働者の職場環境を悪化させるだけでなく、企業の経営にも大きな損失を与え得るものとなっています。

また、就職活動中にセクシュアルハラスメントを受けた経験がある者は全国で31.9%（令和5年度同調査）と約25%であった令和2年度同調査より増加するなど、社会的な関心を集めているところです。

こうした状況を踏まえ、令和8年10月1日より、改正労働施策総合推進法等が施行され、事業主に対して、カスタマーハラスメントや就活セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置を講じることが義務づけられることから、改正内容について労使に十分に理解され、適切に取組を進めていただくよう、小林労働局長自らが県内の主要経済団体および連合愛知を直接訪問し、下記のとおり要請を行います。

記

1 要請日及び要請先詳細（敬称略）

日時		訪問団体・対応予定者	場所
2026年 6月19日(金)	11:00 ～11:30	愛知中小企業家同友会 さとう ゆういち 佐藤 祐一 会長	名古屋市中区錦 3-6-29 サウスハウス 2階 (電話: 052-971-2671)
	13:15 ～13:45	愛知県商工会議所連合会 ばんどう としゆき 坂東 俊幸 企画部長	名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル 5階 (電話: 052-223-5610)
	14:15 ～14:45	愛知県経営者協会 ありま こうじ 有馬 浩二 会長	名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル 7階 (電話: 052-221-1931)
	15:30 ～16:00	日本労働組合総連合会愛知 県連合会(連合愛知) かち ようじ 可知 洋二 会長	名古屋市中区熱田区金山町 1丁目 14-18 ワークライフプラザ れあ る 4階 (電話: 052-684-0005)

日時		訪問団体・対応予定者	場所
2026年 6月22日(月)	14:00 ～14:30	愛知県商工会連合会 にいみ ぶんじ 新美 文二 会長	名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウインクあいち 16階 (電話: 052-562-0030)
	16:00 ～16:30	愛知県中小企業団体中央会 やまぐち たかひろ 山口 高広 会長	名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウインクあいち 16階 (電話: 052-485-6811)

2 要請者（敬称略）

愛知労働局長 小林 洋子

3 取材に当たっての注意事項

- ・取材対応可能なのは以下の二団体です。

6月19日（金）

- ① 愛知県経営者協会（14:15～14:45）
- ② 日本労働組合総連合会愛知県連合会(連合愛知)（15:30～16:00）

- ・準備等がありますので、取材いただける場合は、令和8年6月12日（金）16時までに、別紙の「取材連絡票」の項目①から④をメール等により、愛知労働局雇用環境・均等部指導課までご連絡ください。
- ・当日は、
 - ①を取材希望の場合は14時05分までに、名古屋商工会議所ビル1階に
 - ②を取材希望の場合は15時20分までにワークライフプラザ れある4階にお越しください。
- ・その他取材に関する詳細につきましては、別添「取材要領」をご確認ください。

4 問い合わせ先

【日程及び要請内容に関すること】

愛知労働局雇用環境・均等部指導課 担当：鋤柄（すきがら）

電 話 052-857-0312

メール 23kintou_aichi@mhlw.go.jp

**愛知労働局による法改正に向けた
県内主要経済5団体及び連合愛知への要請
取材要領**

1 日時と集合場所

- (1) 日時 令和8年6月19日(金)
- ① 14時15分から14時45分 愛知県経営者協会
 - ② 15時30分から16時00分 日本労働組合総連合会愛知県連合会(連合愛知)
(写真撮影は要請文交付時。)
- (2) 集合時間・場所
- ① 14時05分 場所 名古屋商工会議所ビル1階
 - ② 15時20分 場所 ワークライフプラザ れある4階
- (3) 駐車場
駐車場のご用意はございません。公共交通機関等をご利用ください。

2 周知要請取材の具体的な行程

・愛知県経営者協会

- (1) 14時05分～14時15分
取材受付及び取材留意点の説明
- (2) 14時15分～14時25分
周知要請、公開開始
※小林愛知労働局長より要請文を手交し、愛知県経営者協会有馬会長よりコメントをいただきます。
要望により、関係者が整列しての写真撮影にも応じます。
- (3) 14時25分～14時45分
意見交換
※この時間は退席いただき、取材対応は致しません。
- (4) 14時45分～
周知要請終了
※移動いたします。(ご質問がある場合は、次の連合愛知様の要請後、愛知労働局の職員より、ご質問にお答えする時間を取らせていただきます。後刻お電話でのご質問もお受けします。)

・日本労働組合総連合会愛知県連合会(連合愛知)

(1) 15時20分～15時30分

取材受付及び取材留意点の説明

(2) 15時30分～15時40分

周知要請、公開開始

※小林愛知労働局長より要請文を手交し、日本労働組合総連合会愛知県連合会
可知会長よりコメントをいただきます。

要望により、関係者が整列しての写真撮影にも応じます。

(3)15時40分～16時00分

意見交換

※この時間は退席いただき、取材対応は致しません。

(4) 16時00分～

周知要請終了

※報道機関の皆様には、愛知労働局の職員より、ご質問にお答えいたします。

3 取材にあたっての注意事項

名古屋商工会議所ビル及びワークライフプラザれある内では、他の事業所が通常業務を行っておりますので、業務に支障が出ないように、ご配慮をお願いします。

個人情報保護の観点から、取材・撮影場所については、担当者の指示に従って下さい。事前に取材留意点でお知らせする撮影可能箇所以外での撮影はご遠慮下さい。

4 取材希望連絡について

現場の受入体制調整のため、6月12日(金)16時までに、別紙1「取材連絡票」の項目について、メール等により、連絡をお願いします。

なお、ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

担当:愛知労働局雇用環境・均等部指導課 課長補佐 鋤柄(すきがら)

電話:052-857-0312

愛知労働局による法改正に向けた
県内主要経済5団体及び連合愛知への要請
取材連絡票



取材申込締切日時

6月12日(金)16時まで

連絡・報告先

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

メール 23kintou_aichi@mhlw.go.jp

担当 雇用環境・均等部 指導課

鋤柄(すきがら)

① 報道機関名 _____

② 取材に来られる人数 _____ 人

③ その他、連絡事項、要望事項

④ ご担当者ご芳名及び連絡先

ご芳名

連絡先電話番号

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
- ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。

（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含まれます。）

②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化**し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等**に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する